



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課）…………… 1
- 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（税務課）…………… 2

公布された条例のあらまし

- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（条例第33号）
 - 1 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率を4パーセントから3パーセントに軽減する特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした。（附則第13条関係）
 - 2 軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとした。（附則第16条関係）
 - 3 市町村に所属する対象鳥獣捕獲員等が狩猟者の登録を受ける場合に係る狩猟税の課税免除及び税率の特例について、適用する期限を令和11年3月31日まで延長することとした。（附則第20条及び第20条の2関係）
 - 4 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（条例第34号）
 - 1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に規定する産業振興促進区域における事業税等に係る課税免除の適用について、その期限を令和9年3月31日まで延長することとした。（第9条関係）
 - 2 地域再生法（平成17年法律第24号）の規定による認定を受けた地域再生計画に記載されている地方活力向上地域における事業税等に係る課税免除の適用について、その期限を令和8年3月31日まで延長することとした。（第12条関係）
 - 3 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則）

条 例

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第33号

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第13条第1項並びに第16条第1項、第4項及び第5項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第20条第1項及び第2項並びに第20条の2第1項中「令和6年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第34号

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成14年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

第12条中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074
--

印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
